江南市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」(案)

平成３１年２月２６日策定

令和４年３月２５日一部改正

令和７年３月２５日一部改正

江南市農業委員会

第１ 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和26 年法律第88 号。以下「法」という。）の改正法が平成28 年４月１日に施行され、「農地等の利用の最適化の推進」が農業委員会の行う必須事務として明確に位置づけられ、法第7条第1項に基づき、具体的な目標と推進方法を定める。

本市においては、愛知県の北西部に広がる濃尾平野の一角に位置し、その立地条件を生かして露地野菜を主体とする農業生産を展開してきた。

しかし、名古屋市から20 ㎞圏に位置し、公共交通機関にて約20分で結ばれるなど利便性が高く、ベッドタウンとして都市化が進み宅地と農地が混在することとなっており、近年は生産者の高齢化、兼業化及び担い手不足が進み、地域農業は厳しい状況に置かれている。

このような中、農業委員会としては、遊休農地の発生防止・解消、担い手への農地利用の集積・集約化及び新規参入の促進を図るため、「地域計画」（農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案（令和４年法律第５６号）による改正後の農業経営基盤強化促進法（昭和５５年法律第６５号。以下「改正基盤法」という。）第１９条第１項の規定に基づき、市町村が、農業者等の協議の結果を踏まえ、農業の将来の在り方や農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標として農業を担う者ごとに利用する農用地等を表示した地図などを明確化し、公表したものをいう。）に基づいて農地中間管理事業を活用した利用調整に取り組んでいく必要がある。

以上のような観点から、地域の特徴、強みを活かしながら、活力ある農業・農村を築くため、法第７条第１項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が連携し、担当区域ごとの活動を通じて、「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、江南市農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法、目標の達成状況に対する評価方法等を以下のとおり定める。

なお、この指針は、改正基盤法第５条第１項に規定する愛知県の農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針及び改正基盤法第６条第１項に規定する本市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想を踏まえた農業委員会の長期的な目標として10年後に目指す農地の状況等を示すものであり農業委員及び推進委員の改選期である３年ごとに検証・見直しを行う。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」（令和４年２月２日付け３経営第2584号農林水産省経営局長通知）に基づく「最適化活動の目標の設定等」のとおりとする。

第２ 具体的な目標と推進方法

１．遊休農地の発生防止・解消について

（１）遊休農地の解消目標

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 管内の農地面積（A） （ha） | 遊休農地面積（B） （ha） | 遊休農地の割合（B/A） （％） |
| 現　　状（令和7年3月） | 565 | 158 | 28.0 |
| 3年後の目標（令和10年3月） | 550 | 153 | 28.0 |
| 目　　標（令和12年3月） | 540 | 151 | 28.0 |

注１：管内の農地面積は、「耕地及び作付面積統計」における耕地面積である。

注２：遊休農地面積は、農地法第30条第１項の規定による農地利用状況調査により把握した、第32条第１項の１号

及び２号に該当する総面積である。

注３：管内の農地面積は5ha/年の転用等による削減を見込んだ。

（２）遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

①　農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

農地法（昭和27年法律第229号）第30条第１項の規定による利用状況調査（以下「利用状況調査」という。）と同法第32条第１項の規定による利用意向調査（以下「利用意向調査」という。）の実施について、「農地法の運用について」（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）に基づき、農業委員と推進委員の連携において実施する。また、利用意向調査の結果を踏まえ、農地法第34条に基づく農地の利用関係の調整を行う。

利用状況調査と利用意向調査の結果は、速やかに「農業委員会サポートシステム」に反映し、農地台帳の正確な記録の確保と公表の迅速化を図る。

なお、従来から農地パトロールの中で行っていた、違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、利用状況調査の時期にかかわらず、日常的に実施する。

②　関係機関との連携について

利用状況調査と利用意向調査の結果を踏まえ、江南市、農地中間管理機構、愛知北農業協同組合などと連携し、農地の利用関係の調整を積極的に行う。

③　非農地判断について

非農地判断について、利用状況調査によって、再生利用が困難と区分された~~荒~~廃農地については、現況に応じて慎重に非農地判断を行い、守るべき農地を明確にする。

（３）遊休農地の発生防止・解消の評価方法

遊休農地の発生防止・解消の進捗状況は、遊休農地の割合により評価する。　単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

２．担い手への農地利用集積について

（１）担い手への農地利用集積目標管内農地面積

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 管内の農地面積（A） （ha） | 集積面積（B） （ha） | 集積率（B/A） （％） |
| 現　　状（令和7年3月） | 565 | 32.9 | 5.8 |
| 3年後の目標（令和10年3月） | 550 | 55.0 | 10.0 |
| 目　　標（令和12年3月） | 540 | 270.0 | 50.0 |

【目標設定の考え方】

「江南市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」において、効率的かつ安定的な農業経営を営む者が本市全体の農用地の利用に占める面積のシェアの目標をおおむね5割としていることから、集積率目標を50％とする。

※参考　担い手の育成・確保状況

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 総農家数（うち、主業農家数） | 担い手 |
| 認定農業者 | 認定新規就農者 |
| 現　　状（令和7年3月） | 857 | 23 | 6 |
| 3年後の目標（令和10年3月） | 857 | 29 | 6 |
| 目　　標（令和12年3月） | 857 | 33 | 6 |

注１：「総農家数（うち、 主業農家数）」令和7年3月現状値は2020年農林業センサスの数値を記入する。

（２）担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

①　「地域計画」の見直しについて

農業委員会として、人と農地の問題を解決するために、10年後の農業の在り方と農地利用の将来像を描く「地域計画」の作成と見直しに主体的に取り組む。

②　農地中間管理機構等との連携について

農業委員会は、江南市、愛知県農地中間管理機構、愛知北農業協同組合など関係機関と連携し、（ア）農地中間管理機構に貸付けを希望する復元可能な遊休農地、（イ）経営の廃止・縮小を希望する高齢農家等の農地、（ウ）利用権の設定期間が満了する農地等について、農地利用集積円滑化事業等の活用を検討するなど、農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを行う。

③　農地の利用調整と利用権設定について

地域の農地利用の状況を踏まえ、農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定による農地の貸借を促進し、担い手への農地利用の集積を図る。

④　農地の所有者等を確認することができない農地の取り扱い

所有者不明土地に対する法改正の動向を注視し、必要があれば公示手続を経て農地中間管理機構を通じて利用権設定ができる制度を活用し、農地の有効利用に努める。

（３）担い手への農地利用の集積・集約化の評価方法

担い手への農地利用の集積・集約化の進捗状況は、農地の集積率により評価する。単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

３．新規参入の促進について

（１）新規参入の促進目標

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 新規参入者数（個人） （数字は現状からの累計） | 新規参入者数（法人） （数字は現状からの累計） |
| 現　　状（令和7年3月） | 6 | 0 |
| 3年後の目標（令和10年3月） | 9 | 1 |
| 目　　標（令和12年3月） | 11 | 2 |

【目標設定の考え方】

「江南市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」における新規就農者の目標を踏まえ年1経営体の新規参入を目指す。

（２）新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

①　関係機関との連携について

新規就農希望者への農地の紹介については、農業委員会や農地中間管理機構等が仲介し、栽培技術や経営面については、県農業改良普及課や愛知北農業協同組合等が重点的な指導を行うなど、関係機関・団体等が密接に連携を図り支援する。

②　企業参入の推進について

企業の農業参入も地域の担い手確保の有効な手段であることから、農地中間管理機構も活用して、企業の参入について推進を図る。

③　農業委員会のフォローアップ活動について

農業委員及び推進委員は、新規参入者（法人を含む。）の地域の受入条件の整備を図るとともに、将来の担い手として育成の役割を担う。

（３）新規参入の促進の評価方法

　　　新規参入の促進の進捗状況は、新規参入者（個人、法人）の数により評価する。

　　　単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

第３　「地域計画」の目標を達成するための役割

　　江南市において策定された「地域計画」に基づき、農地を効率的かつ総合的に利用していくため、江南市農業委員会は次の役割を担っていく。

　　・日常的な農地の見守りによる農地の適正利用の確認

　　・農家への声掛け等による意向把握

　　・「地域計画」で位置付けられた担い手への農地の利用調整やマッチング

　　・農地中間管理事業の活用の働きかけ

　　・「地域計画」の定期的な見直しへの協力